

**（仮称）調布市公立保育園における
民間活力の活用に関する方針
〔公設公営保育園〕
（素案）**

令和5年〇月

**調布市子ども生活部
子ども政策課・保育課**

目次

第1章 方針策定にあたって	2
1 趣旨	3
2 方針の位置付け	4
3 策定体制	5
第2章 子育てを取り巻く状況	6
1 人口等の状況	7
2 調布市の保育関連予算の状況	10
第3章 認可保育園（公立・私立）の状況	14
1 設置状況	15
2 公立及び私立保育園における保育サービスと 運営状況の比較	17
3 公立保育園の老朽化状況	19
第4章 公立保育園における民間活力の活用の前提	20
1 市における計画への位置付け	21
2 公立保育園の役割	23
3 効果的で持続可能な保育サービスの提供に向けた 取組の推進	26
第5章 公設公営保育園における民間活力活用の方針 及び具体的な取組	28
1 基本的な方針	29
2 当面の実施期間	29
3 実施対象園	30
4 民間活力の活用手法	32

第 1 章

方針策定にあたって

1 趣旨

近年，わが国は，人口減少社会に突入し，急速な少子化の進行，女性の就労率の向上，都市部を中心とした保育園待機児童の増加など，子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

調布市（以下「市」という。）においても，共働き世帯の増加や就労形態の多様化などにより保育ニーズは依然として増加・多様化していく傾向にあります。また，核家族化が進行し，地域社会の縁やつながりが希薄になりつつあり，その結果として，家庭や地域の養育力が低下し，子育てに不安を抱く保護者も増加しており，子育て相談や支援の整備・充実が求められています。

市は，このような様々な保育・子育てニーズに対応するとともに，保育の質の向上を図るため，平成24年6月に「調布市保育総合計画」を策定し，保育の基本理念をはじめ，公立保育園における民間活力の活用についての方向を示したところです。

一方，保育ニーズの高まりによる待機児童の増加を受け，市は，最重要施策の一つに「待機児童対策」を位置付け，認可保育所等の誘致・整備に注力し，子ども・子育て支援事業の計画を定めた「調布っ子すこやかプラン」及びその後の計画を定めた「第2期調布っ子すこやかプラン」に基づいて，平成27年度から令和3年度までの7年間で2,400人を超える定員拡大を図りました。

また，多くの認可保育所等が新たに開園する中で，保育の質の確保・向上を図るため，市は，子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づく指導検査や保育アドバイザーによる巡回支援を実施し，保育の量と質の両面から，子育て支援施策を推進してきました。

このような状況の中，平成27年度からの市における行財政改革の具体的な取組を示した「行革プラン2015（令和元年度からは行革プラン2019）」及び平成29年3月に策定した「調布市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき，公立保育園における民間活力の活用や，今後の在り方について検討を進めてきました。

また、「調布市子ども条例」の理念にある「子どもは調布の宝，未来への希望」であることを念頭に，調布の子どもたちのために，保育の質を確保しつつ，持続可能な保育サービスの提供につなげていくという視点から検討してきました。

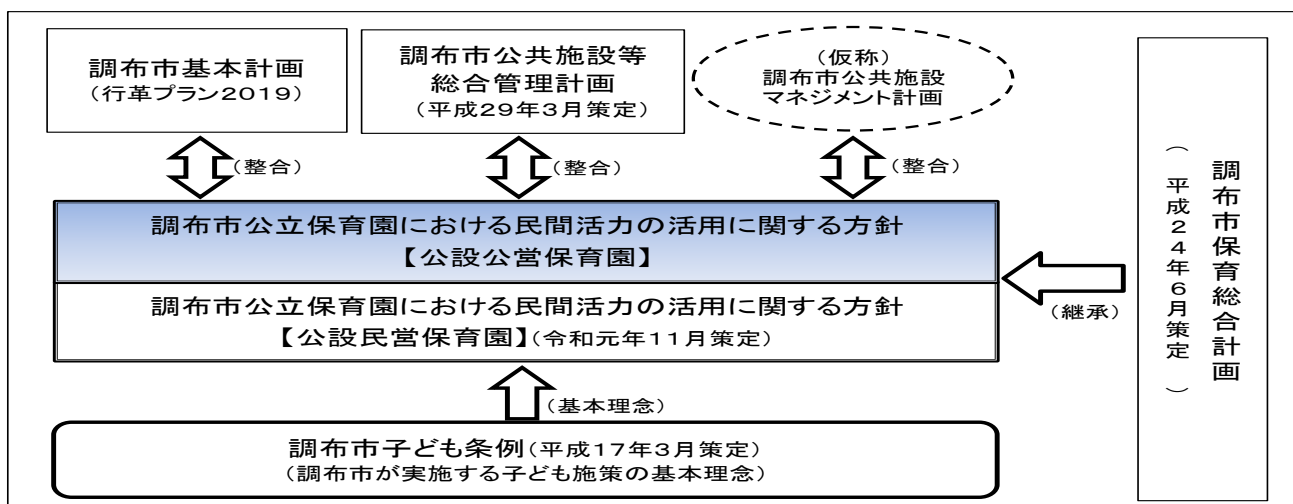
これまでの検討を踏まえ，令和元年11月に先行して策定した公設民営保育園を対象とした民間活力の活用に関する方針に続き，このたび，公設公営保育園を対象とした「調布市公立保育園における民間活力の活用に関する方針【公設公営保育園】」（以下「方針」という。）を策定するものです。

2 方針の位置付け

方針は，市の公設公営保育園において，民間活力を活用し，保育の質を確保しながら，子育て支援施策の一層の充実や保育園運営に係る財源確保を図るための市の考え方を整理したものであり，平成24年6月に策定した「調布市保育総合計画」で掲げた「公立保育園の運営主体の見直し」の内容についても継承しています。

また，方針に基づく取組については，行革プランと整合を図るほか，公設公営保育園の多くが，図書館やふれあいの家などの公共施設との複合施設となっているため，令和4年度に策定予定の「（仮称）調布市公共施設マネジメント計画」とも整合を図っていく必要があります。

【方針の位置付けイメージ図】



3 策定体制

方針の策定に当たり，調布の子どもたちのために，公立保育園として何ができるのか，何をすべきかについて，公立保育園の職員自らが検討していくことが必要と考え，子ども生活部子ども政策課及び保育課で事務局を担うこととして「調布市公立保育園のあり方検討委員会」を設置し，「公立保育園園長による検討チーム」と「公立保育園選出職員による検討チーム」により検討を進めてきました。

また，公立保育園のあり方検討を行ううえで，子育て支援施策の充実のほか，今後における公共施設の方向や市有財産の取扱い，財源確保の手法等の視点を踏まえた検討が必要であることから，子ども生活部，行政経営部，総務部が横断的に連携を図りながら検討を行うため，行政経営部行財政改革課（令和3年4月から企画経営課）が事務局を担うこととして「公立保育園及び児童館の在り方，運営形態に関する検討会」を設置し，子ども生活部内の取組と併行して検討を進めてきました。

第2章

子育てを取り巻く状況

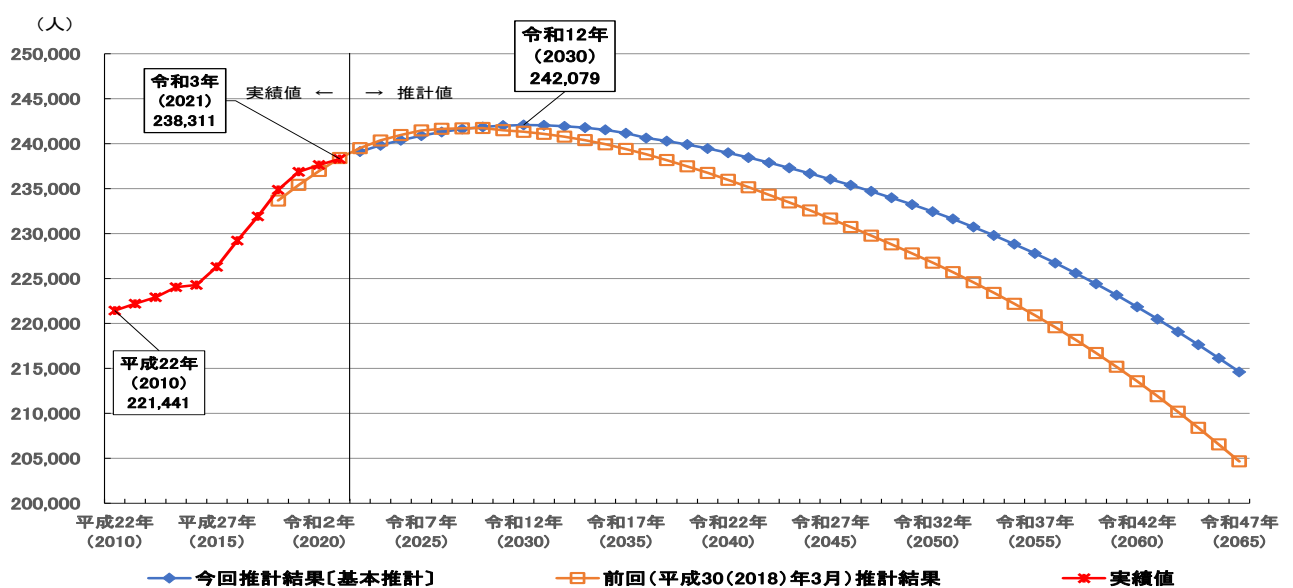
1 人口等の状況

(1) 人口の推移

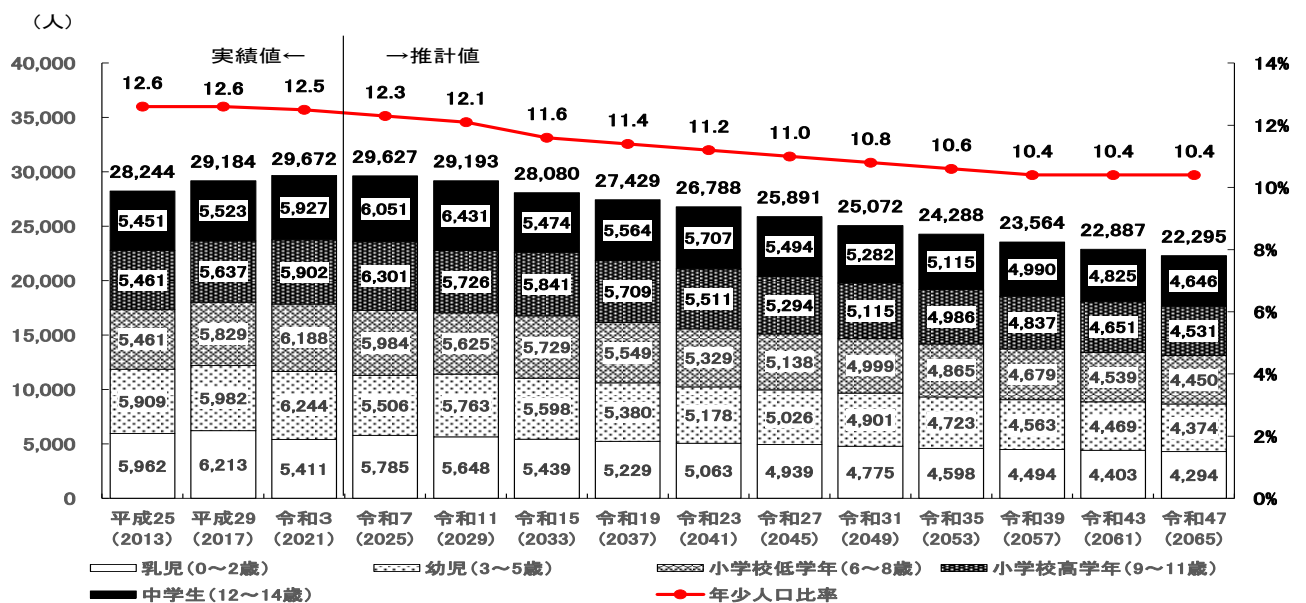
令和4年に市が行った「調布市の将来人口推計」では、総人口は、基本推計で、令和12（2030）年をピークに減少傾向になると予測しています（グラフ1参照）。

また、0歳から14歳までの年少人口は、令和4（2022）年をピークに減少傾向になると推計しています（グラフ2参照）。

【総人口の推移（グラフ1）】



【年少人口の推移（グラフ2）】

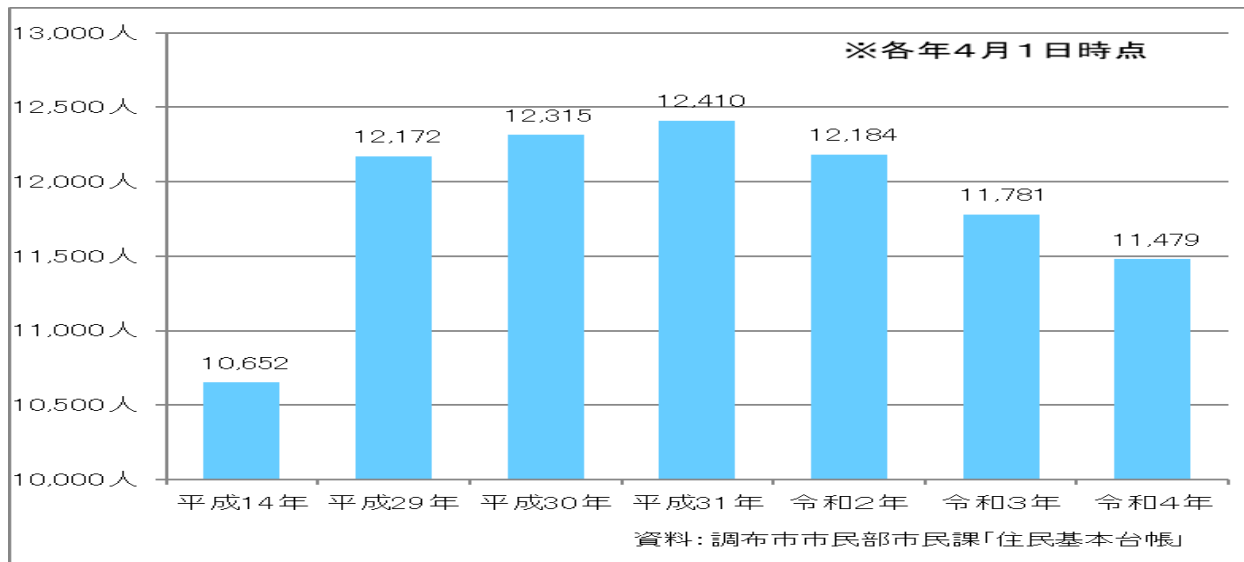


資料：調布市の将来人口推計【基本推計】（令和4年3月）

(2) 就学前児童数の推移

近年の市における0歳から5歳の就学前児童数の推移をみると、令和2年から減少に転じており、令和4年は直近でピーク時の平成31年と比較して931人減少しています。

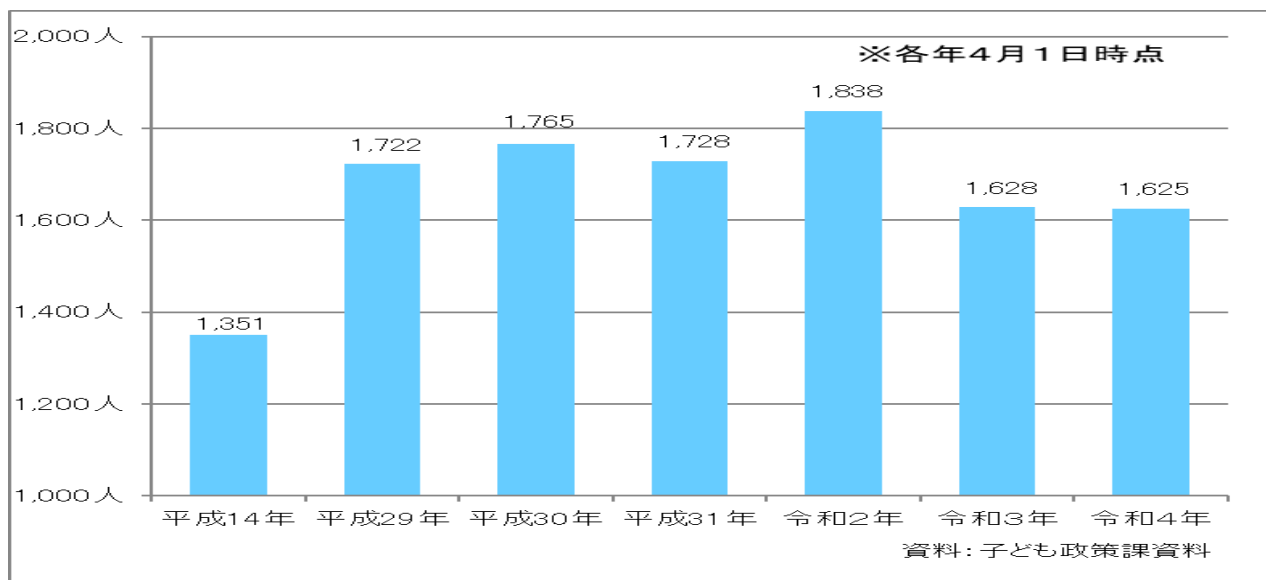
【就学前児童数の推移】



(3) 認可保育園の申込者数の推移

近年の市における認可保育園の申込者数は、大規模マンションの建設等による就学前児童の増加や潜在的保育ニーズの顕在化等により増加傾向にありましたが、令和3年から減少に転じており、令和4年は直近でピーク時の令和2年と比較して213人減少しています。

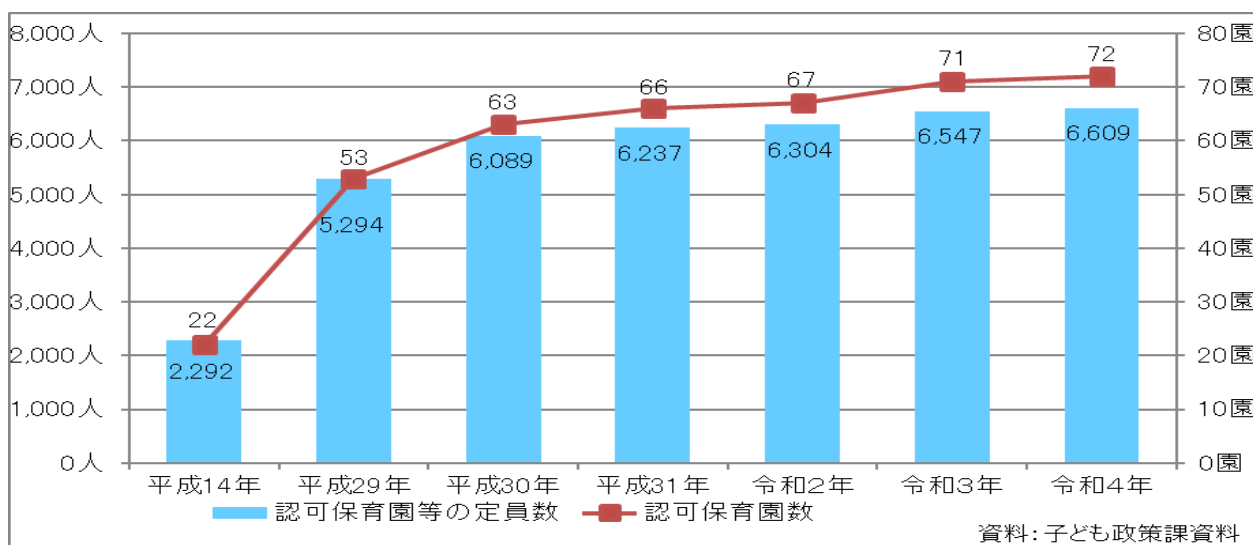
【認可保育園の申込者数の推移】



(4) 認可保育園数と認可保育園等の定員数等の推移

保育ニーズの高まりによる待機児童の増加を受け、市は、私立認可保育園を中心として集中的に誘致・整備を行ってきました。近年は、市の最重要施策の一つとして「待機児童対策」に取り組んでおり、平成14年から令和4年までの21年間にわたる取組を通じて50園の認可保育園を新たに開設し、約4,300人の認可保育園等の定員拡大を図りました。

【認可保育園数と認可保育園等の定員数等の推移】

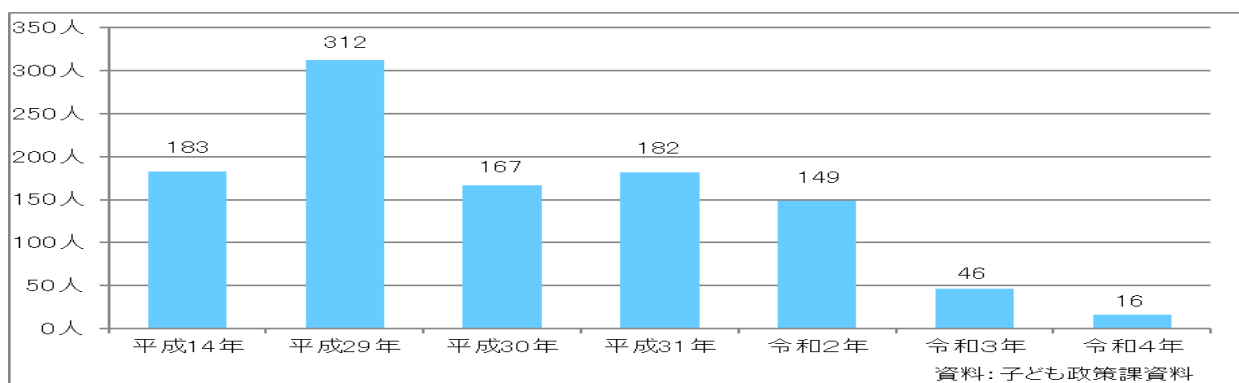


※ 認可保育園等：都認証保育所，家庭的保育事業，家庭福祉員含む。

(5) 待機児童数の推移

平成29年度に私立認可保育園10園の誘致・整備に取り組み、過去最大の約800人の定員拡大を図ってからは、待機児童数は概ね減少傾向となりました。また、直近の令和4年4月1日時点の待機児童数は16人となり、2年連続で50人を下回りました。

【待機児童数の推移】



2 調布市の保育関連予算の状況

(1) 歳出予算全体の推移

市全体の歳出予算（一般会計）は概ね年々増加傾向となっており，そのうち民生費*が占める割合（構成比）も増加傾向となっています。令和4年度の民生費は，全体の53.0%となり，市の予算の半分以上を占めています。

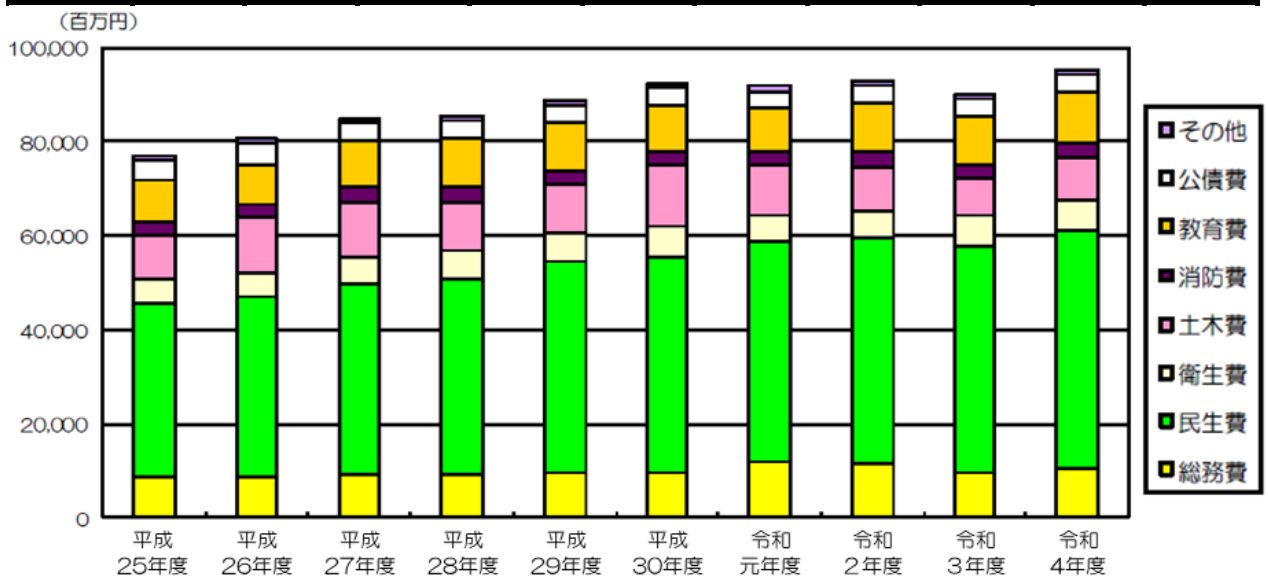
【目的別予算の推移】

(百万円)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合計	77,110	80,736	84,970	85,360	88,650	92,540	91,810	92,990	90,120	95,270
総務費	8,573	8,649	9,040	8,946	9,244	9,317	11,835	11,112	9,672	10,401
民生費	36,750	38,449	40,894	41,969	45,153	46,004	47,005	48,544	48,143	50,488
衛生費	5,140	5,105	5,424	6,090	5,899	6,718	5,534	5,567	6,594	6,724
土木費	9,685	11,626	11,855	10,221	10,590	13,135	10,617	9,535	7,769	9,022
消防費	2,791	2,793	3,159	3,228	2,932	2,909	2,835	2,973	2,849	2,885
教育費	8,701	8,628	9,776	10,222	10,053	9,723	9,320	10,465	10,329	10,806
公債費	4,377	4,406	3,706	3,613	3,661	3,595	3,428	3,568	3,560	3,724
その他	1,093	1,080	1,115	1,071	1,117	1,139	1,236	1,227	1,204	1,221

(参考) 総務費/民生費/衛生費/土木費/教育費の構成比の推移 ※令和4年度当初予算の構成比の大きい順で掲載

民生費	47.7%	47.6%	48.1%	49.2%	50.9%	49.7%	51.2%	52.2%	53.4%	53.0%
教育費	11.3%	10.7%	11.5%	12.0%	11.3%	10.5%	10.1%	11.3%	11.5%	11.3%
総務費	11.1%	10.7%	10.6%	10.5%	10.4%	10.1%	12.9%	11.9%	10.7%	10.9%
土木費	12.6%	14.4%	14.0%	12.0%	11.9%	14.2%	11.6%	10.3%	8.6%	9.5%
衛生費	6.7%	6.3%	6.4%	7.1%	6.7%	7.3%	6.0%	6.0%	7.3%	7.1%



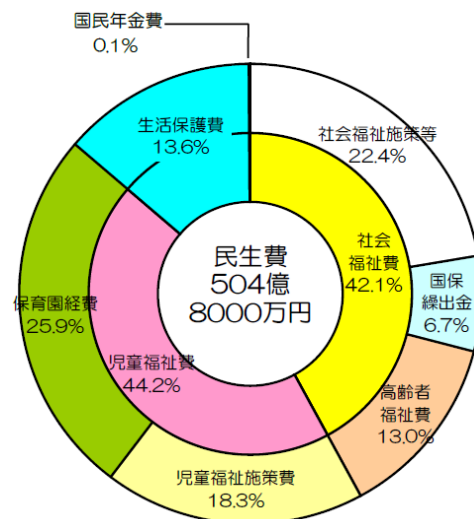
* 民生費：障害者，高齢者，児童，母子等の福祉施策や生活保護に係る経費，国民健康保険や介護保険等の特別会計への繰出金などで構成されています。なお，保育園運営経費や施設整備費も民生費に含まれます。

(2) 民生費の状況

次に、民生費の内訳では、児童福祉費が44.2%で最も多くを占め、次いで社会福祉費，生活保護費，国民年金費の順となっています。

(百万円)

区 分	令和4年度		令和3年度	増減額
民生費計	50,488	100.0%	48,143	2,345
社会福祉費	21,243	42.1%	19,940	1,302
社会福祉施策等	11,282	22.4%	10,514	768
国民健康保険繰出金	3,381	6.7%	3,256	125
高齢者福祉費	6,580	13.0%	6,170	409
うち介護保険繰出金	2,629	5.2%	2,636	▲7
うち後期高齢者繰出金	2,591	5.1%	2,492	98
児童福祉費	22,323	44.2%	21,447	876
児童福祉施策費	9,219	18.3%	8,993	226
保育園経費	13,104	25.9%	12,454	650
生活保護費	6,870	13.6%	6,702	168
国民年金費	52	0.1%	53	▲2



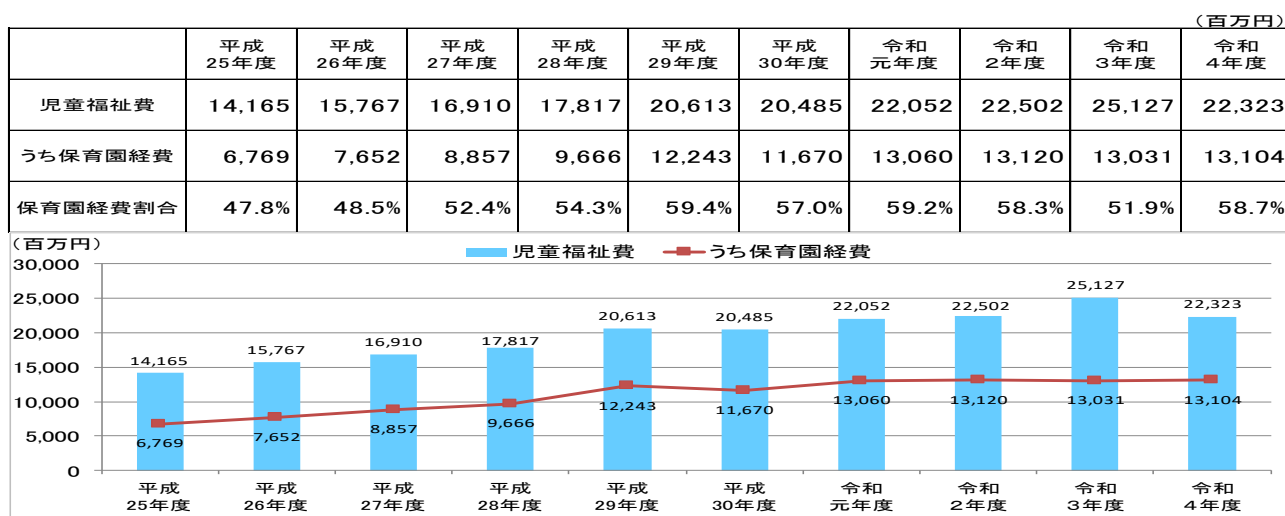
資料：令和4年度市政経営の概要

(3) 児童福祉費の推移

児童福祉費は、保育園の運営に必要な保育園経費^{※1}のほか各種手当や児童館・学童クラブの児童福祉施策費で構成されています。

令和4年度は、平成25年度と比較して約80億円増えており、この10年間^{※2}で約1.5倍に増加しています。

そのうち、大半を占める約63億円が保育園経費の増加分であり、保育園経費はこの10年間で約2倍に増加しています。



資料：調布市決算書・予算書

※1 保育園経費：保育所運営費と保育園費の合計

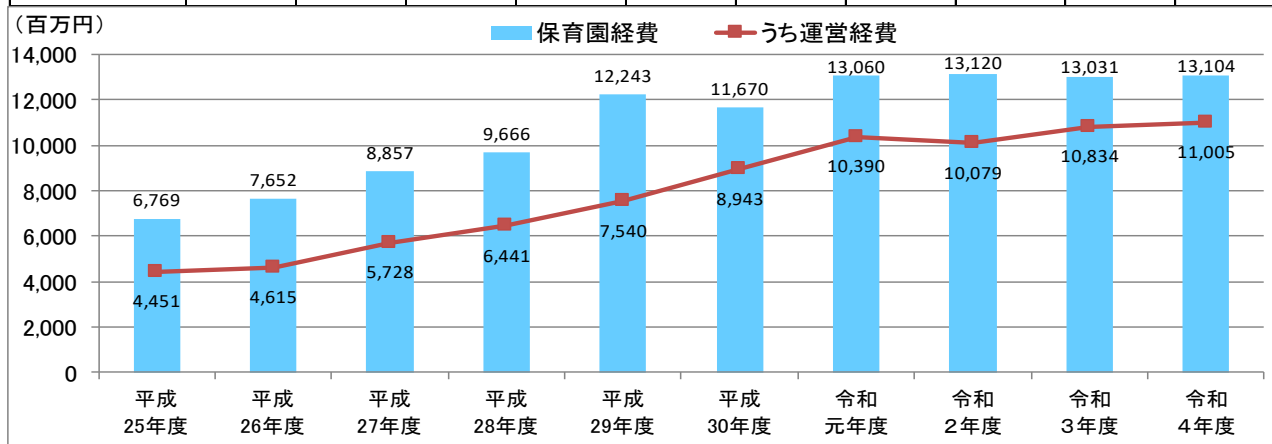
※2 平成25年度～令和3年度は決算額，令和4年度は当初予算額

(4) 認可保育園に係る運営経費の推移

認可保育園の運営に係る歳出の中で、公立保育園に対しては、職員人件費、給食費、保育用消耗品費、備品購入費、施設維持管理費などの経費を支出しています。一方、私立保育園に対しては、運営委託料及び各種補助金を支出しており、各園はこれらを財源として、公立保育園と同様に人件費、消耗品費、施設維持管理費などに充当しています。

また、市は、これまで待機児童対策として、私立認可保育園を中心に誘致・整備を行うことで定員拡大を図ってきました（第2章1（4）参照）。令和4年度の運営経費^{※1}は、平成25年度と比較して約66億円増えており、この10年間^{※2}で約2.5倍に増加しています。

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
保育園経費	6,769	7,652	8,857	9,666	12,243	11,670	13,060	13,120	13,031	13,104
うち運営経費	4,451	4,615	5,728	6,441	7,540	8,943	10,390	10,079	10,834	11,005
運営経費割合	65.8%	60.3%	64.7%	66.6%	61.6%	76.6%	79.6%	76.8%	83.1%	84.0%



資料：調布市決算書・予算書

※1 運営経費：保育所運営事業費と民間保育所助成費（施設整備助成費除く）の合計

※2 平成25年度～令和3年度は決算額、令和4年度は当初予算額

第3章

認可保育園（公立・私立）の状況

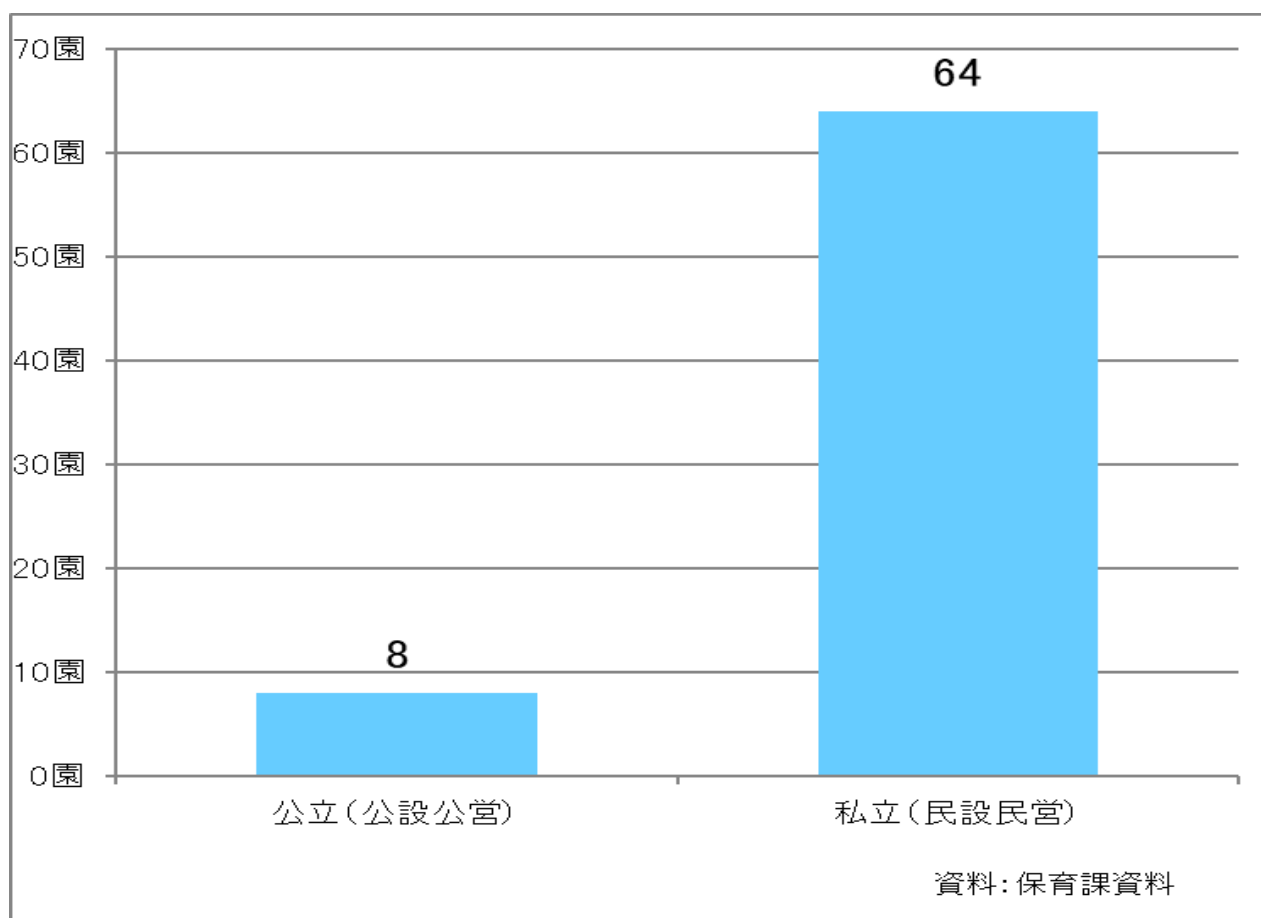
1 設置状況

市の公立保育園は、令和4年4月1日時点で8園あり、全て市が直接運営している「公設公営保育園」です。

市が設置し、運営業務を民間事業者に委託する「公設民営保育園」については、令和元年度まで4園ありましたが、令和元年11月に策定した「調布市公立保育園における民間活力の活用に関する方針【公設民営保育園】」に基づき、既に4園全てが公私連携型保育所へ移行（公立保育園から私立保育園へ移行）しています。

また、市は、私立認可保育園の誘致・整備を中心に待機児童対策を行ってきた結果、私立（民設民営）認可保育園は64園（令和4年4月1日時点・公私連携型保育所を含む）となり、社会福祉法人による運営のほか、株式会社やNPO法人など、多様な主体によって運営されています。

【公立・私立認可保育園設置状況（令和4年4月1日時点）】



【公立・私立認可保育園設置状況一覧表】

区分	No.	施設名	住所	設置主体	運営主体	開園年月日	認可定員							
							0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
公立	公設 公営	1	下布田	布田2-27-4	市	S37. 4. 1	10	10	14	16	40	90		
		2	金子	西つつじヶ丘4-16-7	市	S42. 4. 1	6	10	14	20	50	100		
		3	上石原	上石原2-8-3	市	S43. 4. 1	12	20	20	20	48	120		
		4	第五	国領町3-12-1	市	S44. 5. 1	6	10	14	20	50	100		
		5	神代	西つつじヶ丘1-40-5	市	S46. 6. 1	6	10	14	20	50	100		
		6	宮の	下上石原3-34-10	市	S47. 5. 1	6	11	15	20	48	100		
		7	富士	見富士見町2-3-26	市	S49. 6. 1	6	10	14	20	50	100		
		8	東	部若葉町1-29-21	市	S50. 4. 1	6	13	17	20	44	100		
私立	民設 民営 (公私連携)	1	深大寺	深大寺北町3-31-8	社福	S45. 6. 1	12	20	20	20	48	120		
		2	上布田	調布ヶ丘1-20-1	社福	S21. 4. 1	6	10	12	18	22	90		
		3	仙川	仙川町1-21-5	社福	S40. 4. 1	6	18	18	22	46	110		
		4	ベネッセひまわり	小島町2-53-5	株式会社	H16. 6. 1	6	10	11	11	22	60		
		1	豊月	小島町2-20-3	社福	S26. 9. 12	18	20	23	23	23	130		
		2	保恵学	園富士見町3-1	宗教法人	S26. 3. 15	12	18	20	20	20	110		
		3	八雲	台八雲台1-32-1	社福	S41. 4. 1	9	14	17	20	40	100		
		4	ホピンスナーサリースクール調布	西つつじヶ丘2-4-1	株式会社	H16. 4. 1	15	17	18				50	
				ホピンスナーサリースクール調布分園	西つつじヶ丘2-1-31	株式会社	H23. 4. 1				20	20	20	60
		5	緑ヶ丘	緑ヶ丘2-25	社福	S41. 6. 1	12	20	22	22	22	22	120	
		6	子供の家こすずめ本園	上石原1-20-16	社福	S44. 5. 1	6	9	9	9	28	61		
				子供の家こすずめ分園	上石原1-36-2	社福	H15. 4. 1	7	7	7	8			29
		7	調布上ノ原	柴崎2-24-4	社福	S45. 4. 1	6	7	18	23	49	103		
		8	オリンピア	佐須町3-1-5	社福	S45. 5. 1	12	19	19	15	15	15	95	
		9	双葉	小島町3-28-1	社福	S48. 10. 1	10	12	14	20	24	25	105	
		10	二葉くすのき	国領町3-8-15 1号棟	社福	S52. 4. 1	10	12	18	18	20	22	100	
		11	みゆき	国領町8-1-35 6号棟	社福	S55. 4. 1	9	20	20	20	20	20	109	
		12	レオ	染地2-8-30	社福	S56. 10. 1	12	20	22	22	44	120		
		13	ときわぎ	国領町8-2-65	社福	H18. 4. 1	9	10	10	11	11	11	62	
		14	調布クオレ	国領町4-13-42	社福	H18. 4. 1	6	9	12	13	15	15	70	
		15	エンゼルランド	布田6-23-8	株式会社	H20. 4. 1	5	11	11	11	11	11	60	
		16	調布なないろ	多摩川1-15-2	社福	H20. 10. 1	6	14	20	20	20	20	100	
		17	調布城山	深大寺南町3-17-35	社福	H20. 10. 1	6	10	11	11	11	11	60	
		18	エンゼルシー	布田3-21-2	株式会社	H22. 4. 1	9	15	15	15	15	15	84	
		19	にじいろ	保育園柴崎	柴崎1-2-1	株式会社	H23. 4. 1	9	12	12	15	16	80	
		20	小学館アカデミーちょうふ	布田4-25-8	株式会社	H24. 4. 1	9	15	15	15	15	15	84	
		21	東京YWCAまきば	国領町7-11-1	公財法人	H25. 4. 1	9	15	15	17	17	17	90	
		22	グローバルキッズ調布園	布田5-17-6	株式会社	H25. 4. 1	6	10	11	11	11	11	60	
		23	バイオニアキッズ菊野台園	菊野台3-26-17	社福	H25. 4. 1	9	12	12	15	16	16	80	
		24	ぼけっとランド深大寺	深大寺南町4-9-1	学校法人	H25. 4. 1	5	15	15	15	15	15	80	
		25	城山保育園上石原	上石原3-8-10	社福	H25.7.6(H25.7.1認可)	9	15	24	24	24	24	120	
		26	バイオニアキッズ仙川園	若葉町1-27-31	社福	H27. 4. 1	6	10	11	11	11	11	60	
		27	バイオニアキッズつつじヶ丘園	東つつじヶ丘2-4-4	社福	H27. 4. 1	6	12	12	15	15	15	75	
		28	ヒューマンアカデミー上石原	上石原3-21-3	株式会社	H27. 4. 1	6	12	15	15	16	16	80	
		29	Gakkenほいくえん国領	国領町7-17-3	株式会社	H27. 4. 1	9	10	12	13	13	13	70	
		30	ういず調布深大寺	深大寺東町5-34-3	社福	H27. 4. 1	6	12	14	16	16	16	80	
		31	こんべいと	富士見町1-39-54	NPO法人	H27. 4. 1	6	8	10	12			36	
		32	ヒューマンアカデミー調布多摩川	多摩川3-8-2	株式会社	H27. 10. 1	6	12	16	18	19	19	90	
		33	京王キッズブラッツ国領	国領町2-17-3	株式会社	H28. 4. 1	6	15	16	16	16	16	85	
		34	みずべの保育園	小島町3-49-15	社福	H28. 4. 1	5	15	15	15	15	15	80	
		35	レイモンド調布	小島町3-16-8	社福	H28. 4. 1	9	15	15	17	17	17	90	
		36	調布ヶ丘ちとせ	調布ヶ丘3-7-7	社福	H28. 4. 1	9	14	16	17	17	17	90	
		37	アートチャイルドケア仙川	仙川町1-16-7 2F	株式会社	H28. 4. 1	3	6	6	6	6	6	33	
		38	バイオニアキッズ第2仙川園	仙川町2-12-9	社福	H29. 4. 1	6	14	15	15	15	15	80	
		39	調布もみじの森保育園	佐須町4-11-2	社福	H29. 4. 1	6	11	11	11	11	11	61	
		40	調布エンジェル保育園	調布ヶ丘1-23-1	社福	H29. 4. 1	6	14	15	15	15	15	80	
		41	ピノキオ幼児舎つつじヶ丘保育園	西つつじヶ丘3-30-1-1階	株式会社	H29. 4. 1	6	6	7	7	7	7	40	
		42	グラン仙川ちとせ保育園	仙川町3-3-21	社福	R2. 4. 1	3	5	5	29	29	29	100	
				プティ仙川ちとせ保育園	緑ヶ丘2-56-3	社福	H29. 6. 1	6	20	24				50
		43	菊野台かしのみ保育園	菊野台1-34-18	社福	H30. 4. 1	9	15	16	16	17	17	90	
		44	ブライト保育園調布仙川	仙川町3-17-6	社福	H30. 4. 1	5	10	15	15	17	17	79	
		45	バイオニアキッズ柴崎園	菊野台2-23-5-2階	社福	H30. 4. 1	6	10	11	11	11	11	60	
		46	しきの森保育園	下石原2-54-1	社福	H30. 4. 1	6	14	15	15	15	15	80	
		47	つつじヶ丘どろんこ保育園	東つつじヶ丘1-6-25	社福	H30. 4. 1	6	15	18	18	18	18	93	
		48	ちょうふのぞみ保育園	布田4-5-34	社福	H30. 4. 1	9	12	17	17	17	18	90	
		49	深大寺元町ちとせ保育園	深大寺元町1-10-8	社福	H30. 4. 1	9	12	14	15	15	15	80	
		50	深大寺東町ちとせ保育園	深大寺東町1-14-1	社福	H30. 4. 1	9	12	18	20	20	21	100	
		51	太陽の子つつじヶ丘保育園	西つつじヶ丘4-29-1	株式会社	H30. 4. 1	9	14	14	14	14	15	80	
		52	リトルキッズスター本園	西つつじヶ丘4-16-8	社福	H31. 1. 1				16	16	16	48	
				リトルキッズスター分園	菊野台3-21-16	社福	H31. 2. 1	6	12	16				34
53	おおたかの空保育園	入間町2-28	社福	H31. 4. 1	12	25	30	30	30	30	157			
54	京王キッズブラッツ多摩川	多摩川4-39-1	株式会社	H31. 4. 1	6	8	8	8	8	8	46			
55	ちいばぐ飛田給	飛田給2-21-2YAHIROビル1F	株式会社	R2. 4. 1	6	6	6	8	8	8	42			
56	バイオニアキッズちょうふ園	布田3-7-3	社福	R3. 4. 1	6	15	15	15	15	15	81			
57	調布そらいろ保育園	小島町1-16-3	社福	R3. 4. 1	6	10	11	11	11	11	60			
58	ぼけっとランド仙川	仙川町2-14-5	学校法人	R3. 4. 1	6	15	18	18	18	18	93			
59	木下の保育園調布駅前	布田3-4-3	株式会社	R3. 4. 1	6	13	14	14	14	14	75			
60	布田そらいろ保育園	布田6-47-2	社福	R4. 4. 1	6	14	15	15	15	15	80			

2 公立及び私立保育園における保育サービスと運営状況の比較

(1) 開所時間

公立保育園では、8園全てが19時までの開所となっています。一方で、私立保育園では、20時まで開所している園の方が多くなっています。

(令和4年4月1日時点)

区分	開所時間		施設合計
	7:00～19:00	7:00～20:00	
公立	8園	—	8園
私立 (公私連携園含む)	26園	38園	64園
合計	34園	38園	72園

(2) 受入開始月齢

公立保育園では、満3か月からの受入れが多くなっています。一方で、私立保育園の大半は、生後57日から受入れを行っています。

(令和4年4月1日時点)

区分	受入開始月齢		施設合計
	生後57日	満3か月	
公立	2園	6園	8園
私立 (公私連携園含む)	63園	1園	64園
合計	65園	7園	72園

(3) 一時預かり保育

公立保育園では、定員の空きが恒常的にある場合に限り、一時預かり保育を実施しています。一方で、私立保育園では、「空き定員利用型」のほか、専用室を設けて一時預かり保育を実施しており、保護者の断続的就労や急病等による一時的な保育ニーズに対応しています。

(令和4年4月1日時点)

区分	一時預かり		施設合計
	空き定員利用型	専用室設置型	
公立	3園	0園	3園
私立 (公私連携園含む)	1園	8園	9園
合計	4園	8園	12園

(4) 障害児保育

現在、公立、私立を問わず、全ての認可保育園において、できる限り障害児の受入れを行っています。

(5) 運営費

認可保育園の運営においては、公立保育園の場合は、市職員の
人件費や施設管理費等の直接経費を支出しています。一方、私立
保育園の場合は、定員規模や職員配置状況によって算出される
「国が定めた価格に基づく運営費」と保育内容の充実に要する経
費として市が独自で支出する「市上乗せ補助金」を合わせた額を
運営費として支出しています。

また、公立保育園は、国や東京都からの補助制度がないため、
運営費の全額を市が負担しているのに対して、私立保育園は、運
営費の一部を国及び東京都が負担する制度となっているため、市
の財政負担が軽減される仕組みとなっています。

ア 公立保育園に係る市負担額（1園当たり） 単位：千円

歳出額(A)		歳入額(B)		市負担額(C)(A-B)
人件費	134,202	保育料	9,332	171,122
施設管理費	15,264	副食費	3,618	
保育園運営費	34,605			
合計	184,072		12,950	171,122

※ 令和3年度決算による公立（公設公営）保育園8園の平均額

※ 千円未満を四捨五入しているため、各項目の数値の合計と合計欄の数
値が異なる場合があります。

イ 私立保育園に係る市負担額（1園当たり） 単位：千円

歳出額(D)		歳入額(E)		市負担額(F)(D-E)
運営費 (国が定めた価格)	111,361	国庫負担金	44,619	101,116
		都負担金	22,310	
運営費 (市上乗せ補助金)	66,017	保育料	9,332	
合計	177,377		76,261	101,116

※ 公立（公設公営）保育園8園が私立保育園だった場合の平均試算額

※ 千円未満を四捨五入しているため、各項目の数値の合計と合計欄の数
値が異なる場合があります。

3 公立保育園の老朽化状況

市内の公立保育園8園のうち6園は、築45年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいます。そのため、今後における適切な維持管理や改修などのほか、将来的な更新などに係る財源確保が課題となっています。

なお、公立保育園を建て替える場合、保育施設の整備に関する費用は市の全額負担となります。一方で、私立保育園を整備する場合は、運営法人に対して、市が補助金を交付することとなります。この場合、運営費と同様に、市は国・東京都から保育施設の整備に関する補助金等を受けることが可能となるため、公立保育園を整備する場合と比較して、現在の補助制度において、市の負担は10分の1程度まで軽減されます。

【公立保育園の老朽化状況】

No.	保育園名	町丁目	建設時期	
			建設年度	経過年数
1	下布田保育園	布田2丁目	昭和49(1974)年度	48年
2	金子保育園	西つつじヶ丘4丁目	平成元(1989)年度	33年
3	上石原保育園	上石原2丁目	平成11(1999)年度	23年
4	第五保育園	国領町3丁目	昭和43(1968)年度	54年
5	神代保育園	西つつじヶ丘1丁目	昭和46(1971)年度	51年
6	宮の下保育園	上石原3丁目	昭和46(1971)年度	51年
7	富士見保育園	富士見町2丁目	昭和48(1973)年度	49年
8	東部保育園	若葉町1丁目	昭和49(1974)年度	48年

【保育施設整備に関する市の費用負担割合】

<< 公立保育園を整備する場合 >>			
市 負担 10/10			
<< 私立保育園を整備する場合 >>			
国 負担 約6/10	都 負担 約2/10	市 負担 約1/10	事業者 負担 約1/10
※ 国、東京都から受ける補助金の補助率は各種要件により変動するため、上記の負担割合は、過去の実績等を参考に平均的な内容を掲載しています。			

第4章

公立保育園における 民間活力の活用の前提

1 市における計画への位置付け

(1) 調布市保育総合計画（平成24年6月策定）

市は、平成24年6月に施設整備計画や保育園運営業務の効率化等について、今後の市における保育のあり方を定めた「調布市保育総合計画」を策定しました。

その中では、公立保育園の運営主体の見直しの方向を示しています。

【調布市保育総合計画（抜粋要約）】

「公立保育園の運営主体の見直し」

今後も、積極的に民間活力を活用し、運営主体の見直しを検討していきます。

現在12園ある公立保育園を4園程度に限定して、運営主体の見直しを進めていきます。

なお、対象園や見直し年度等については、別途、個別計画を策定する中で検討していきます。

(2) 行革プラン

行革プランは、市における行財政改革の具体的な取組を示すものであり、限りある経営資源を効果的・効率的に最大限活用する中で、質の高い市民サービスを将来にわたり持続的に提供していくことを目指しています。行革プランでは、質の高い市民サービスの提供や費用対効果などを総合的に考慮したうえで、民間に委ねることが妥当なものについては、積極的に民間活力の活用を図っていくこととしており、市民サービスの提供主体の見直しを進めることを市の方針として示しています。

なお、公立保育園における民間活力の活用に関しては、行革プラン2015（平成27年度～平成30年度）及び行革プラン2019（令和元年度～令和4年度）に位置付け、その取組を進めることとしています。

【行革プラン2015の年度別計画（見直し後）】

プラン15	公立保育園における民間活力の活用			担当課	子ども政策課・保育課
内容	「調布市保育総合計画」に基づき、保育園における民間活力の活用を検討します。				
年度別計画	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	
	◆保育総合計画に基づく個別計画の策定検討	◆個別計画の策定	◆公立保育園の在り方に関する検討 ◆公立保育園における民間活力の活用に関する検討	◆公立保育園における民間活力の活用に関する方針の決定	

【行革プラン2019の年度別計画】

プラン11	公立保育園における民間活力の活用			担当課	子ども政策課、保育課
内容	保育の質を確保しつつ、持続可能な保育サービスの提供に向けて、公立保育園のより効率的な運営や施設管理を行っていくため、児童福祉法に基づく「公私連携型保育所 [*] 制度」を用いた民間活力の活用を推進します。				
年度別計画	令和元（2019）年度	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	
	◆公立保育園における民間活力の活用の検討・推進	◆継続 ◆公立保育園における公私連携型保育所制度の活用 ◆公私連携型保育所制度を活用した保育園運営の検証	◆継続 ◆継続 ◆継続	◆継続 ◆継続 ◆継続	

(3) 調布市公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）

市は、今後の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する市の基本的な考え方を示す当計画の中で、3つの基本方針の一つに「民間活力等の活用」を掲げています。

【調布市公共施設等総合管理計画（抜粋要約）】

「基本方針3 民間活力等の活用」

市民サービスの適切な提供や費用対効果などを総合的に考慮したうえで、民間でできることは民間に委ねるという考えの下、民間活力等の活用を進めていきます。

2 公立保育園の役割

本項では、公立保育園と私立保育園の違いに留意しながら、公立保育園が現在担っている役割、又は今後担っていくべき役割について、「調布市公立保育園のあり方検討委員会」、「公立保育園及び児童館の在り方、運営形態に関する検討会」での検討結果を踏まえつつ、次のとおり整理します。

【 公立保育園の役割 】

保育の質の確保・向上	保育のセーフティネット
○基準となる保育の実施	○特別な支援が必要な子どもの保育の実施
○民間保育施設との連携	○災害時・緊急時の対応
○子育て家庭への支援	○保育需要の変動に伴う対応

(1) 保育の質の確保・向上

ア 基準となる保育の実施

公立保育園では、厚生労働省が定める保育所保育指針及び調布市保育マニュアル等に基づく保育を実施しています。民間保育施設においては、公立保育園が実施する保育を踏まえつつ、各々が特色ある個性豊かな保育を実施することが期待されます。

なお、市は、保育の質の確保・向上を図るため、公立保育園の園長経験者等である保育アドバイザーによる巡回のほか、子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づく指導検査を実施しています。市が公立保育園を直接運営することは、前述の保育アドバイザーの質や指導検査能力を担保することにも繋がっています。

《 具体的な取組 》

- (ア) 保育所保育指針及び調布市保育マニュアル等に基づいた保育の実施
 - (イ) 積極的な情報発信（マニュアルの共有化等）
 - (ウ) 施策の研究，検証の場としての活用

イ 民間保育施設との連携

令和4年4月時点で、市内の認可保育園に占める民間保育施設の割合は約9割となっており、市全体の保育の質の確保・向上を図るうえでは、民間保育施設の保育の質をいかに担保していくかが重要となります。公立保育園には、民間保育施設と連携し、その目的達成に寄与することが求められます。また、民間保育施設との連携や交流は、公立保育園の職員にとっても学びや気づき、意識啓発の機会となり、公立保育園の保育の質の確保・向上の観点からの効果も期待されます。

《具体的な取組》

- (ア) 職員交流・人材育成（交流保育，研修会）
- (イ) 研修等の受入れ（子育て支援員研修，インターンシップ等）
- (ウ) 施設の開放・備品等の貸出し（園庭・プールの開放等）

ウ 子育て家庭への支援

保育施設等を利用していない子育て家庭への支援は、市の重要な役割であるとともに、公立，私立を問わず保育所が積極的に取り組むべき役割であることを保育所保育指針に明記されています。また、要保護家庭及びその家族の支援も、保育所が担う重要な役割となっています。公立保育園は、保健センターや児童館，子ども家庭支援センター等，市の関連機関との連携が取りやすいため，その利点を活かした支援を行っていくことが求められます。

《具体的な取組》

- (ア) 育児相談
- (イ) 園庭開放・給食体験
- (ウ) 育児講座（離乳食講座等）

(2) 保育のセーフティネット

ア 特別な支援が必要な子どもの保育の実施

複雑な家庭環境や障害・アレルギー等による特別な支援が必要な子どもの受入れについては、公立、私立を問わず適切に実施できるよう取り組んでいます。しかしながら、人材や設備の制約等により、民間保育施設での対応が困難なケースがあることも事実です。そのようなケースにおいては、公立保育園が中心となり、保健センターや子ども家庭支援センター、子ども発達センター等の市の関係機関と連携を図りながら、保育のセーフティネットとして機能するべく対応してまいります。

《具体的な取組》

(ア) 私立保育園での受入れが困難なケースへの対応

(イ) 障害児保育の受入枠の拡大

(ウ) 医療的ケア児の保育

イ 災害時・緊急時の対応

地震や風水害等の大規模な災害が発生した際には、子どもの安心、安全を最優先に各保育施設が応急的な対応を取ることとなります。しかし、中には建物・設備の毀損等により、保育の継続が困難となる保育施設が生じることも想定されます。公立保育園においては、そのような場合における人的、物的な支援や、在園児以外の子どもも含めた応急的な保育等、状況に応じた対応が求められます。また、災害時に限らず、民間保育施設における保育の継続が困難となるような緊急的な状況が生じた場合においても、市内における保育のセーフティネットとして、公立保育園には適切な対応が求められます。

《具体的な取組》

(ア) 災害時・緊急時の支援

(イ) 災害時対応マニュアルの整備・更新

ウ 保育需要の変動に伴う対応

市の待機児童は、令和4年4月時点で、1歳児に集中している一方で、他の年齢のクラスでは、定員が割れる保育施設も増えてきています。公立保育園においては、民間保育施設の利用状況等を勘案し、0歳児の在籍人数を1歳児に振り替える等、保育需要を踏まえた柔軟な運用定員の変更を行います。

《具体的な取組》

(ア) 保育需要を踏まえた定員設定

3 効果的で持続可能な保育サービスの提供に向けた取組の推進

第3章で述べたとおり、市は、私立認可保育園の誘致・整備を中心に待機児童対策を推進し、認可保育所等の定員数を拡大してきた一方、市における保育園の運営経費が大幅に増加しており、今後の保育ニーズに対応していくためには、ハード・ソフトの両面で必要となる財源の確保を考えていかなければなりません。

他方、市が実施している指導検査では、公立と私立の認可保育園が同等の保育サービスを提供しながら、それぞれ特色ある保育をしていることを確認しています。また、私立認可保育園は、公立とは異なり、その運営費に対して、国や東京都からの補助があり、認可保育園の運営に関する財源確保（市の財政負担軽減）が可能となっています。

市は、第2章子育てを取り巻く状況、第3章認可保育園（公立・私立）の状況及び前項で述べた公立保育園の役割を踏まえ、現在の保育の質を確保しつつ、待機児童対策や子育て家庭への支援を含め、多様化する保育ニーズに柔軟に対応するとともに、効果的で持続可能な保育サービスを提供していくため、現在の公立保育園において、一層の民間活力の活用を推進します。

第5章

公設公営保育園における民間活力 活用の方針及び具体的な取組

1 基本的な方針

公立（公設公営）保育園 8 園のうち 4 園を対象に 民間活力を活用します

公立（公設公営）保育園 4 園を対象に民間活力を活用することで、保護者の働き方に合わせた保育時間の延長など、現在の公立保育園だけでは応えきれていない多様な保育ニーズへの対応に取り組みます。

また、公立（公設公営）保育園を 8 園から 4 園にすることに伴い、国や東京都からの財源確保につなげるだけでなく、新たな財政負担を抑えることに留意する中で、特別な支援が必要な子どもの保育の実施など、公立保育園としての役割を将来にわたって安定的に果たすための環境を整えます。

2 当面の実施期間

令和 1 2 年度までに、 先行して 2 園を対象とした取組を進めます

※ 先行する 2 園の取組を検証し、
その後の 2 園の取組へ反映します

基本的な方針に基づく取組の当面の実施期間は、令和 4 年度から令和 1 2 年度までの 9 年間とします。

なお、民間活力の活用については、一定期間における取組結果等を検証したうえで、その後の取組に反映させていくため、上記の実施期間内においては、先行して 2 園を対象とした取組を進めていきます。

3 実施対象園

(1) 当面の対象園

公立（公設公営）保育園 8 園全てを対象として，民間活力の活用を検討し，そのうち 2 園において，令和 1 2 年度までに，先行して民間活力の活用に取り組みます。

施設/年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
公立(公設公営) 保育園8園	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; display: inline-block; width: 80%;"> 公立(公設公営)保育園8園のうち 2園において民間活力を活用します。 </div>								

また，実施対象園の選定に当たっては，施設の老朽化の状況や地域バランス，地域の保育需要等を総合的に勘案するほか，複合施設となっている公立保育園については，施設の権利関係や責任の範囲等も整理します。

なお，具体的な実施対象園については，随時，市民へ周知していきます。

No.	保育園名	定員	町丁目	複合施設	建設時期	
					建設年度	経過年数
1	下布田保育園	90人	布田2丁目	下布田ふれあいの家(2F)	昭和49(1974)年度	48年
2	金子保育園	100人	西つつじヶ丘4丁目	—	平成元(1989)年度	33年
3	上石原保育園	120人	上石原2丁目	上石原ふれあいの家(1F)	平成11(1999)年度	23年
4	第五保育園	100人	国領町3丁目	図書館国領分館(2F)	昭和43(1968)年度	54年
5	神代保育園	100人	西つつじヶ丘1丁目	図書館神代分館(2F)	昭和46(1971)年度	51年
6	宮の下保育園	100人	上石原3丁目	図書館宮の下分館(2F)	昭和46(1971)年度	51年
7	富士見保育園	100人	富士見町2丁目	図書館富士見分館(2F)	昭和48(1973)年度	49年
8	東部保育園	100人	若葉町1丁目	東部児童館・学童クラブ(1F) 東部公民館(2F)	昭和49(1974)年度	48年

(2) 将来的な対象園（3，4園目）

先行して民間活力を活用する2園の実施結果等を検証したうえで、さらに、2園を対象として、令和13年度以降に民間活力の活用に取り組みます。

なお、将来的な取組を検討する段階において、既存の認可保育園の定員割れが恒常化しているなど、地域の保育供給量が十分確保されていると判断される場合には、公立保育園における民間活力の活用に限定せず、公立保育園自体の統廃合も含めた検討を行います。

施設/年度	令和13年度以降								
公立(公設公営)保育園6園									
	先行した民間活力を活用した公立(公設公営)保育園を除く6園のうち 2園 において民間活力を活用します。								

4 民間活力の活用手法

(1) 基本的な考え方

ア 公私連携型保育所制度の活用

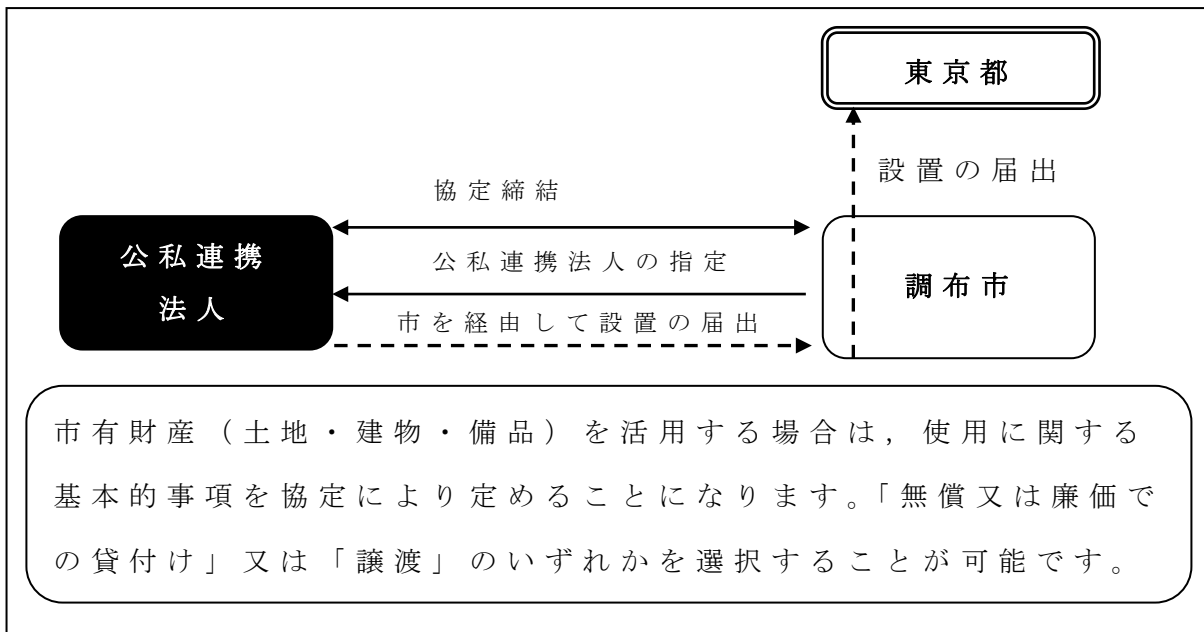
民間活力の活用に当たっては、公設民営保育園と同様に、公私連携型保育所制度の活用を優先的に検討します。

公私連携型保育所制度とは、児童福祉法第56条の8に規定されている保育所の運営に関する仕組みであり、市と「協定」を締結し、公私連携法人として市から指定を受けた法人が運営する保育所を公私連携型保育所とするものであり、市と「協定」を締結することで一定の市の関与を残しつつ、私立保育園として運営する手法です。

公私連携型保育所は、一般的な私立保育園とは異なり、「市との協定」を締結していることで、市の考え方（待機児童がいる1歳児の受入枠（定員）の拡大や延長保育、一時預かりの実施など多様な保育ニーズへの対応）も踏まえた保育園運営を行ってもらうことが可能となります。

また、私立保育園であることから、新たに、国・東京都から保育園運営に関する補助金等の交付を受けること（財源確保、市の財政負担軽減）が可能となり、持続可能な保育サービスの提供に寄与することが期待できます。

【公私連携型保育所制度のイメージ】



【公私連携型保育所へ移行した場合の財政効果*（運営費・概算）】

単位：千円				単位：千円							
公立（公設公営）保育園（1園当たり）				公私連携型保育所（1園当たり）							
歳出額 (A)		歳入額 (B)		市負担額 (C) (A-B)		歳出額 (D)		歳入額 (E)		市負担額 (F) (D-E)	
人件費	134,202	保育料	9,332	171,122	運営費 (国が定めた価格)	111,361	国庫負担金	44,619	101,116		
施設管理費	15,264	副食費	3,618		都負担金	22,310					
保育園運営費	34,605				運営費 (市上乗せ補助金)	66,017	保育料	9,332			
合計	184,072	合計	12,950		171,122	合計	177,377	合計	76,261	101,116	

70,005千円/年のコスト削減

* 千円未満を四捨五入しているため，各項目の数値の合計と合計欄の数値が異なる場合があります。

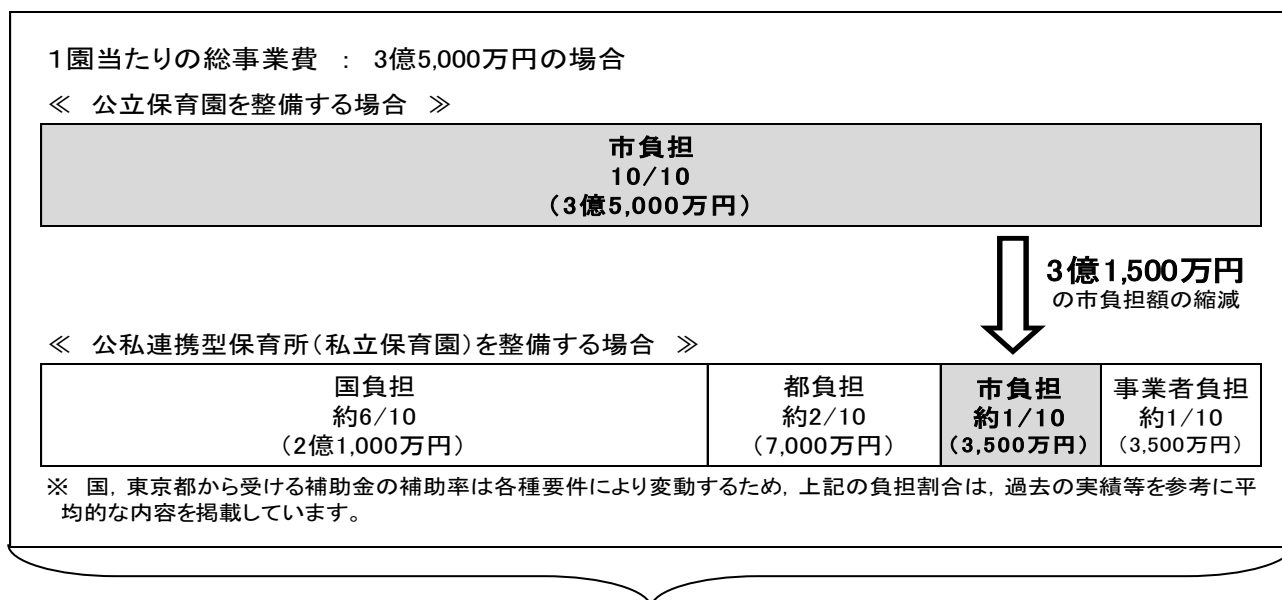
公立（公設公営）保育園4園を公私連携型保育所に移行した場合
年間約2億8,000万円の財源確保が見込まれます。

* 【参考】「公設民営保育園」を公私連携型保育所へ移行した財政効果実績
令和2年度：深大寺保育園を公私連携型保育所へ移行し83,863千円の財政効果となりました。
令和3年度：上布田保育園と仙川保育園を公私連携型保育所へ移行し深大寺保育園を合わせた3園で227,168千円の財政効果となりました。

イ 施設の老朽化への対応

将来にわたって安定的な保育サービスを提供するため、施設の老朽化が進んでいる公立保育園を公私連携型保育所へ移行する場合は、対象園の近隣地域にある土地を活用し、新園舎を整備することを検討します。市有地を活用する場合は、児童福祉法の規定に基づき、運営法人に対して「無償又は廉価での貸付け」又は「譲渡」をする必要がありますが、保育施設の整備は、運営法人が市からの補助金の交付を受けて行うこととなります。このことは、「公立保育園」の整備ではなく、「私立保育園」の整備となるため、第3章に記載のとおり、保育施設整備に係る市の財政負担は公立保育園としての整備と比較し、10分の1程度まで軽減されることが見込まれます。民間活力の活用により公私連携型保育所への移行に伴い縮減できる財源の活用により、残る公立保育園の老朽化対策や保育機能の充実に充てることも考えられます。

【公私連携型保育所へ移行した場合の財政効果（施設整備費・概算）】



**公立保育園4園を公私連携型保育所に移行した場合
施設の整備(施設の更新)に関して、約13億円の負担軽減が見込まれます。**

(2) 具体的な手法

公私連携型保育所制度の活用にあたっては、主に次の2つの手法を検討します。

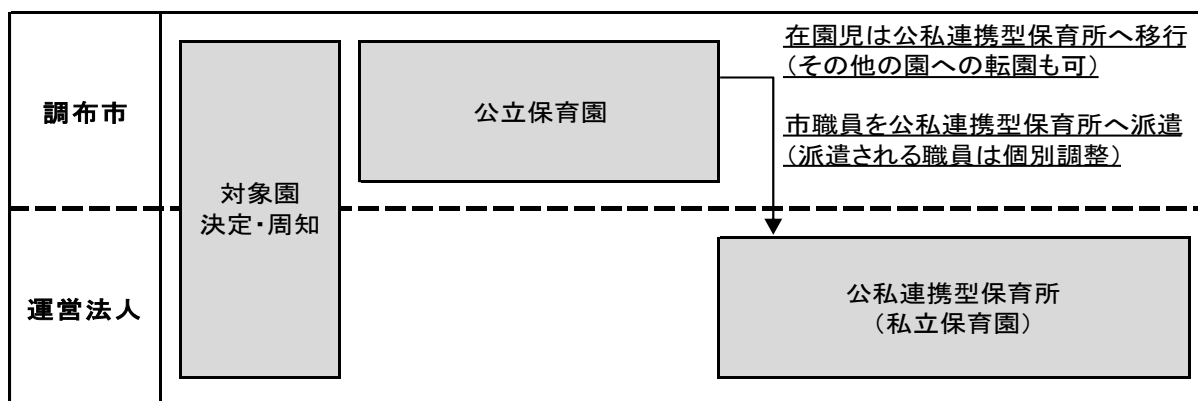
ア 市職員派遣方式

公立保育園を公私連携型保育所（私立保育園）へ移行し、移行後の保育園を運営する法人（市の条例に規定された監理団体や社会福祉法人等へ市職員を派遣できる法人）に対して、市職員（保育士等）を派遣する方式です。市職員の派遣は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律^{*}の規定の範囲内で順次満了することとし、派遣期間満了に合わせて、運営法人が独自に採用した職員を配置していきます。

また、職員の入替えに伴う子どもへの影響を軽減するため、毎年、派遣期間を満了する職員数は、公立保育園における通常の人事異動と同程度の範囲内とすることを基本とします。

なお、「4(1)基本的な考え方」で示したとおり、老朽化が進んでいる公立保育園を対象とする場合は、新園舎の整備を併せて検討します。

【移行イメージ（市職員派遣方式）】



^{*} 【参考】規定では、同一職員の派遣は最長で5年間

イ 代替園整備方式

地域の保育供給量を確保するため、対象となる公立保育園の近隣地域に公私連携型保育所を新たに整備する方式です。希望が無い限り、対象となる公立保育園から公私連携型保育所への転園は行わず、公私連携型保育所が開園した後、対象となる公立保育園については、定員を段階的に削減し、近隣の公立保育園と統合又は廃園します。

なお、対象園を決定した時点において在園している子どもたちについては、卒園するまで従前の保育園での保育体制を維持します。

【移行イメージ（代替園整備方式）】

